

平成 20 年 6 月 16 日

## 震災により被害を受けられました皆さまへ

このたびの岩手・宮城内陸地震により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、迅速な事故対応をさせていただくため、鋭意、調査業務を開始しております。

今般弊社東北損害サービス部(宮城県仙台市)内に岩手・宮城内陸地震災害対策本部を設置して専用電話・FAXを開設いたしましたので、被害のご通知・ご相談や保険金のご請求等には是非、ご利用くださいますようご案内申し上げます。

### 岩手・宮城内陸地震災害対策本部

電話	022-225-6752	平日 9 時～17 時
FAX	022-225-7503	終日

なお、上記対応時間外、休日につきましても被害のご通知、保険金のご請求につきましては下記事故受付専用窓口にて、平日休日問わず 24 時間承っておりますのでご案内申し上げます。

#### 【事故受付窓口】

フリーダイヤル 0120-25-4956

( 24時間受付 携帯電話・PHSでもご利用になれます。)

また、災害救助法が適用されたことに伴いまして、弊社では下記適用地域にお住まいのご契約者様を対象といたしまして、「継続契約のご締結」および「保険料のお支払い」のお手続きに関しまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望のお客様はご契約のお取扱代理店にご照会ください。

該当県	適用市町村	法適用日
【岩手県】	一関市(いちのせきし) 奥州市(おうしゅうし) 北上市(きたかみし) 胆沢郡金ヶ崎町(いさわぐんかねがさきちょう) 西磐井郡平泉町(にしいわいぐんひらいずみちょう)	6 月 14 日
【宮城県】	栗原市(くりはらし) 大崎市(おおさきし)	6 月 14 日